(議長)

それでは日程第5、報告第1号、平成28年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第1号、平成28年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、でございます。

平成29年度に繰越して使用しようとする役場庁舎非常用発電機改修など、6事業にかかる予算について、別紙計算書のとおり繰越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書2頁の方をお開き願いたいと思います。

第1回臨時会、第1回定例会などにおきまして、29年度へ繰越明許の議決、或いはご 承認を頂きました6つの事業につきまして、繰越した内容が確定しましたのでそちらの方 を報告するものでございます。

事業の内容につきましては、既にご説明申し上げたところでございますので、また繰越額の変更などもございませんので、詳細の方は省略させて頂きます。

宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

報告第1号は、これをもって、報告済みと致します。

(議長)

日程第6、報告第2号、出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況についての報告について、議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

報告第2号については、これをもって報告済みと致します。

(議長)

日程第7、承認第1号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の 承認を求めることについて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

承認第1号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

平成29年4月18日から19日にかけての強風による町民の森の樹木の倒木に係る 処理等を行う経費、及び日本遺産登録の内定に伴い住民等へ周知を行うための経費として、 4月26日付をもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは議案書の5頁、予算構成表の方でご説明させ、致したいと思います。

まず、町民の森風倒木処理対策でございます。資料の方、1頁から2頁となります。

ただ今提案理由にもありましたとおり、4月18日からの強風により、風倒木が複数個所にて多数発生し、利用者の安全確保、また維持管理及び植樹等の事業などに支障が生ずることから、風倒木の処理の経費につきまして専決処分を行ったものでございます。補正額は150万2千円、全額一般財源でございます。

次に、日本遺産認定周知対策でございます。

日本遺産の認定につきまして、町民への周知を図るための経費を補正したものでございます。庁舎看板、パネル、チラシなどの費用となってございますが、認定後に直ちに周知をするために同日付で専決処分を行ったものでございます。補正額は64万2千円、全額一般財源となるものでございます。

補正額合計と致しましては、214万4千円となり、全額一般財源とさせて頂きました。 以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第8、承認第2号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、を、ついて、及び日程第9、承認第4号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、を一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました承認第2号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、及び承認第4号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

江差・上ノ国下水道管理センター内の曝気装置のインバーターの故障に伴い、下水処理機能維持のため、機器更新を行うための経費について、5月29日付をもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは私の方から一般会計の方を説明させて、申し上げたいと思います。

議案書の17頁となります。事業名は公共下水道事業特別会計繰出金となります。

下水道管理センターの曝気装置インバーター取り替えにかかる一般会計からの繰出金 でございまして、下水道の処理機能の停止を防ぐため専決処分を致したものでございます。 補正額は173万7千円、全額一般財源でございます。

一般会計の方は以上でございますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、次に「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは私の方から、下水道の特別会計についてご説明申し上げます。

議案書は37頁、定例会資料は3頁になります。

下水道管理センターの曝気装置インバーターの更新でございます。曝気装置につきましては、資料にも記載ございますとおり、汚泥を分解処理する微生物への酸素供給を行うもので、インバーターはそれを制御する機器でございます。

先月の、5月の23日午後8時40分頃、2台ある曝気装置のうち1台のインバーター内部のコンデンサーが破裂し、曝気装置も停止したことから、インバーターを交換するものでございます。1台が停止したことに伴いまして、残りの1台で稼働しておりましたが、負担も大きく、またその1台につきましても同時期に設置したものであり、同様に停止する恐れがありましたことから、下水道処理機能停止を防ぐため、2台のインバーターの取り替えを、取り替えにかかる経費について、専決処分したものでございます。補正額は302万4千円、全額その他特定財源でございますが、上ノ国町の負担が128万7千円、残りの173万7千円が一般会計からの繰出となるものでございます。

以上が補足説明となりますので、宜しくお願いします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、度々こういう、この種のものについて、この1、2年、文化会館関係とか、あと 老人福祉センター、この役場の庁舎もありましたね。あと学校か。要するにこういう建物 本体ではなくて中の色々な機器が傷んで、それで専決なり、補正なりという部分がありま した。

同じようなこと聞いておりますけれども。じゃあこれ、これについて、ちょっと教えて頂きたいのは、何ていうのでしょうかね。定期的に、こう見回りなど、検査など、定期的にそういう部分が検査の関係で分かった、若しくは何か突発的に起きた。要は、それは想定内で、一定の期間で直すということの範囲内なのか、突発的なのか。

で、いずれにしても、2台あってそのうち1台ということですから、大きな住民生活に影響を与えるということにはないのでしょうけれども。で、すべからく似たようなことが起きるのでお聞きするのですけれども。ね。古くて取り替えるのを、もっと早く取り替えていたらこうならなかったのか等々など。

ちょっとそこら辺の経過教えて頂きたいなと思います。

(議長)

はい、「水道建設課長」。

「建設水道課長」

インバーターの経過、故障に至るまでの経過についてのご質問でございますけれども、一応耐用年数としてはですね、メーカーの推奨する耐用年数は10年程度ということになってございましたので、それは平成15年からの供用開始の機械でございますので、14年ぐらい、4年ぐらいオーバーしているという状況でございます。

ただメーカーとそれから下水道管理センターのですね、委託業者でございます化工機プラントさんの方とはですね、月に1度定期的な報告も受けておりますし、必要があればメーカーの方に連絡して、見てもらうような態勢で町の方とは協議をしてございました。

ただ、今回の場合はですね、日常的な点検では異音だとかも発生しておりませんでした ので、どちらかというと突発的な要因といいますか、事象によって今回故障したという内 容でございます。

(議長)

はい、いいですね。 はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

いずれにしても2台のうち1台をこういうことで取り替えなければならないし、もう1台も併せて早めに取り替えましょうと。それは、たまたまそれがあったからいいので。

押し並べて、いわばライフラインといいますか、上水道も下水道も、担当課長でいえば。 本当に日々そういう点検なども含めて、必要な部分は定期的に取り替えるもしくは突発的 なことでも早めに対応すると。で、この件については分かりました。

少なくとも下水道の管理センターに関しては本体の建物、中の色々な機器も含めてどういうこう対策というか、対応というか、これからも色々定期的に取り替える部分だってきっと出てくるのかもしれません。年数も経っていますので。それはどういう風になっているのでしょうか。

(議長)

はい、「水道建設課長」。

「建設水道課長」

これからの部分についてのご質問でございますけれども、下水道管理センターにつきましては、平成28年度、昨年度からですね、ストックマネージメントといいまして、施設の長寿命化計画の策定を3か年かけてやる予定となってございます。

今年はその2年目でございますけれども、これをやることによりましてですね、今後の機械の更新であるとか、修繕であるとか、そういうものの計画が策定されますので、今後はその計画に則ってですね、計画的に修繕、若しくは更新をしていきたいと。

これらについては、社会資本整備の交付金の対象になる事業でございますので、国の補助金も頂きながらですね、順次やっていければなという風に考えてございますので、ご理解を宜しくお願いします。

(議長)

いいですね。はい。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、平成29年度江差町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

次に、承認第4号、平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を 求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第4号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第10、承認第3号、平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町 長」(提案説明)

承認第3号、平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、 同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

後期高齢者医療保険、失礼しました。後期高齢者医療保険料については、徴収した翌月に後期高齢者医療広域連合に納付することとなりますが、納付後に歳入返、歳入還付が発生したため、平成28年度の歳入歳出決算において、歳入不足が生じる見通しとなったことに伴い、その不足を補填するための経費について5月29日付をもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上承認、ご承認 頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」 (補足説明)

議案書29頁の予算構成表をご覧ください。

補正事業は2つございますが、いずれも繰上充用にかかる補正となっております。

繰上充用は歳入不足が生じた際、翌年度の予算から不足額を支出する財政上の手法となっており、出納閉鎖前に行う必要があることから、専決処分させて頂いたものでございます。

補正の1つ目の後期高齢者医療広域連合納付金は年度末において、納付された保険料では相殺しきれない還付保険料相当額の18万4千円を繰上充用金に充てるため、減額する、減額補正するものです。

2つ目の、前年度繰上充用金は28年度の歳入不足額に充てるため、18万4千円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第3号、平成29年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認することに決定致しました。